

相談者（Aさん） 今日は町内の特別養護老人ホームで起きた事故について報告が上がっていますので、その法的な問題について教えて下さい。

弁護士 どのような態様の事故でしたか。

Aさん 認知症で要介護二の八五歳の女性がトイレに行こうとした際に介護職員が一緒に行くからと同行を申し出たところ、一人で丈夫だからと断つて一人で行つたトイレ内で転倒してしまい、左大腿骨頸部骨折となり、人工骨頭手術が必要となり、後遺障害が残つてしまつたという事案でした。

弁護士 典型的な介護事故ですね。法的な責任としては三つが問題となります。一つは行政上の責任です。介護保険法上の行政処分ですが、この処分は違反が悪質かつ重大な場合には指定事業者としての指定の取消がなされることがあります。二つ目は刑事上の責任で、業務上過失致死傷罪に問われることが考えられます。三つ目が民事上の損害賠償責任です。介護契約による債務不履行責任ないしは不法行為責任が成立する余地があります。

Aさん 今回は事故後直ちに介護保険課に報告があがりましたが、この報告はどんな軽微な事故の場合でも必要なのでしょうか。

弁護士 そうではありません。各自治体において取扱要領を定めていますが、死亡や重大

顛末を説明して欲しいということと、施設に落ち度があった場合には損害を賠償して欲しいという二つの要求がなされています。

弁護士

一つ目は事故顛末報告ですが、とて

も大切なことです。事故が起きた場合には、できるだけ早く利用者とその家族に対して、事故発生の事実を伝えることが必要です。そ

して、その時点では正確な状況がまだ把握できていない場合があるでしょうから、そのことを率直に伝えて、関係者から事情を聞いて事故状況を調査した上で、あらためて事故の調査結果を報告することを伝えるのが良いでしょう。

Aさん 事故直後に家族に報告する際には、謝罪した方が良いのでしょうか。

弁護士 状況によって違いますね。明らかに施設側の落ち度が認められる場合には、謝罪することが必要なケースもあります。しかしながら、事故直後には事実関係や原因がはつきりと解らずに、施設側に責任があると明確に判断できないケースが多いのはないでしようか。利用者の家族が事故の発生を聞いて混乱したり、施設に詰問・激怒するという事態があり得ますが、だからといってきちんと事実関係を把握していないにもかかわらず謝罪することは、その後のトラブルを一層大きくすることもありますので、注意して下さい。

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】 第65回

介護施設における事故の法的問題 ①

な事故であつて、利用者や家族との訴訟やトラブルになりかねない事案について報告を求めているのです。肘をすりむいた程度では報告の必要は無く、骨折以上の事故を報告の基準としているケースが多いようです。

Aさん 本件では利用者の家族から、事故の

Aさん 事故後の事実関係や原因の調査はどういうにして行うのが良いのでしょうか。

弁護士 施設内に調査委員会を設置して関係者から聞き取りをします。その際にはモニタリング記録やケアプランといった客観的な資料を参照して、事故前の状況がどのように評価できるのかを踏まえることが必要です。事故に至るまでの経過を時系列的にまとめることも意義が大きいですね。

Aさん この場合の調査委員会というのは、事故の責任が施設にあるか否かを調べることが目的なのでしょうか。

弁護士 いいえ、それは違います。調査委員会の目的は、①事故の原因を分析すること、②再発防止対策の検討、という二つの目的で行われるのです。原因分析の過程で責任の所在が明らかになることも少なくありませんが、それが目的ではないということをきちんと理解しておくべきです。

Aさん そうした調査が終わつた後に、損害賠償責任の有無が問題になるわけですね。本件ではどのように考えれば良いのでしょうか。

弁護士 そうですね。損害賠償責任を検討するに当たつて、二つ質問があります。一つは、その利用者は普段の歩行状態はどの程度安定していたのか、何か歩行の不安定さについてのエピソードはありませんでしたか。もう一



つは、トイレ内の手すり等の安全を確保する設備はどのようになつていただのですか。

Aさん 施設からの報告によると、歩行は不安定で転倒の防止がケアの大きな課題だったようです。去年も事故には至らなかつたのですが、転んで尻もちをつくという事件が二回あったようです。トイレ内の安全確保ですが、手すりはなく、結構広いので転倒の危険は否定できないようです。

弁護士 介護施設において転倒事故は最も多く発生している事故であり、損害賠償の裁判も数多く出されています。今回の事案と似通つているのが横浜地裁平成一七年三月二三日判決です。これはディケア施設での転倒事故でしたが、施設側が利用者が転倒する危険性を認識できたことを理由として、常に歩行を介

護する義務を負つていたとしました。そして、トイレ内には手すりもなく転倒の危険があることが予測できたとして、一二五〇万円の損害賠償を認めました。この裁判の事案も、転倒前に何度も転びそつになつたことがあり、歩行の不安定さが認定されました。

Aさん 今回の事案で、利用者が一人でトイレに行けると言つて職員の同行を拒んだことは結論に影響しないのでしょうか。

弁護士 利用者が拒んだからといって、直ちに一人で行かせるのはやはり危険なことです。

しかも認知症に罹つていたとすれば、そうした危険性の判断を自分で行うことが難しいのですから、同行しないと危険であることを十分に説得する必要があつたと思います。

Aさん 同じ転倒事故でも病院と介護施設では責任の判断に差が出てくるのでしょうか。

弁護士 期待されている介護水準は、従来は医療機関と比べるとやや緩やかに捉えられたのですが、近時は介護の重要性・専門性を重く見て、医療に準じたレベルが要求されてきています。

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人社協同 阿部 佐藤法律事務所
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員